

第26章. 透明性及び腐敗行為の防止

透明性について、締約国は、TPP協定の対象となる事項に関する法令等を公表すること、意見提出のための合理的な機会を与えること、行政上の行為の審査及び是正のための司法裁判所等を設置し、又は維持すること等を規定している。

腐敗行為の防止について、締約国は、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項に関連する腐敗行為等を除去するために必要な措置を採用し、又は維持すること等を規定している。